

(昭和49年5月1日)

## 第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 この法人は、財団法人日本分析センターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

2 この法人は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、環境中の物質に含まれる放射性物質の分析及び測定その他各種物質の分析及び測定、これに関する調査研究等を行い、国民の放射能による障害の防止等国民の健康と安全の向上に寄与するとともに、あわせて科学技術の発展に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 環境中の物質に含まれる放射性物質の分析及び測定、その他各種物質の分析及び測定  
(以下「分析等」という。)
- (2) 分析等に関する調査研究
- (3) 分析等に関する技術者の養成訓練
- (4) 分析等に関する普及啓発
- (5) 分析等に関する情報の収集、整理及び提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 3 章 資産及び会計

### (資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業収入
- (5) 賛助費
- (6) その他の収入

### (資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産、基本財産として指定して、寄附された財産及び理事会の議決を経て、基本財産に繰り入れられた財産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

第 7 条 この法人の資産は、理事会の議決に従い会長が管理する。

### (基本財産)

第 8 条 この法人の基本財産のうち、現金は、安全確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託し、又は安全確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

- 2 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部にかぎり、処分することができる。

### (事業遂行に必要な経費)

第 9 条 この法人の事業遂行に必要な経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(特別会計)

第10条 この法人は、必要があるときは、理事会の議決により特別会計を設けることができる。

(事業年度)

第11条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算の作成)

第12条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その年度開始前に理事会の議決及び評議員会の同意を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(暫定予算)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて、暫定予算を編成し、これを執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録等を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決及び評議員会への報告を経て、その事業年度終了後3カ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(収支差額の処分)

第14条 この法人の収支決算に差額が生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

(長期借入金)

第15条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借

入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

(収支予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第16条 第8条第2項ただし書及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第4章 役員、評議員、顧問及び職員

(役員の種類)

第17条 この法人に、次の役員を置く。

理事 6名以上10名以内

監事 3名以内

- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を理事長とし、必要があるときは、各2名以内を副理事長、専務理事及び常務理事とすることができる。
- 3 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、理事現在数の2分の1を超えてはならない。
- 4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。また、監事には、この法人の理事、理事の親族その他特別の関係にある者又は職員が含まれてはならない。

(役員を選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

- 2 会長、理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なく登記事項証明書を添付して、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
- 4 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第19条 会長は、この法人を代表し、業務を総理する。

2 理事長は、この法人を代表し、会長の意を受け、この法人の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠員のときは、その職務を代行する。

3 副理事長は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるとき、又は会長及び理事長が欠員のときは、その職務を代行する。

4 専務理事は、会長、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 常務理事は、会長の指定する業務を掌理する。

6 理事は、理事会を構成し、この法人の運営に関する重要事項を審議決定し、執行する。

7 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、これを理事会及び評議員会又は文部科学大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは理事会及び評議員会を招集すること。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者の就任するまではなおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第21条 役員は、この法人の役員としてふさわしくない行為があったとき、又は特別の事情のあるときは、その任期中であっても理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第22条 役員は無報酬とする。ただし、常勤その他特別の事由ある役員については、報酬を支給することができる。

2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が定める。

(評議員)

第23条 この法人に10名以上15名以内の評議員を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員は、評議員会を構成し、この寄附行為に定める事項について審議するほか、会長の諮問に応ずる。

4 評議員は、役員を兼ねることができない。

5 評議員のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。また、同一業界の関係者の数は、評議員現在数の2分の1を超えてはならない。

6 第20条及び第21条の規定は評議員にこれを準用する。この場合には、当該規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替える。

(顧問)

第24条 この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、この法人の重要事項に関し参画する。

(事務局及び職員)

第25条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、所要の職員を置く。

2 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が定める。

(備付け書類及び帳簿)

第25条の2 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

(1) 寄附行為

- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産台帳及び負債台帳
- (7) 官公署往復書類
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書及び収支計算書
- (10) 正味財産増減計算書
- (11) 貸借対照表
- (12) 財産目録
- (13) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第12号までの書類は永年、同項第5号の帳簿及び書類は10年以上、同項第7号及び第13号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号の寄附行為、第2号の理事、監事の名簿及び第8号から第12号までの書類は、これを一般の閲覧に供するものとする。

## 第5章 賛助会員

(賛助会員及び賛助費)

第26条 この法人に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、かつ賛助費を納入した者とする。
- 3 賛助会員及び賛助費に関する規定は、理事会の議決を経て会長が定める。

## 第6章 会議

(会議の種類)

第27条 会議は、理事会及び評議員会とする。

2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(会議の招集)

第28条 理事会は、毎年2回以上会長が招集する。

2 会長が必要と認めたとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、会長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

3 評議員会は、会長が毎年1回以上招集する。

(会議の通知)

第29条 会議の招集は、少なくとも7日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって、会議の構成員の全員に通知しなければならない。

(議長及び定足数)

第30条 会長は、理事会の議長となる。

2 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

3 会議は、その会議を構成する理事又は評議員の3分の2以上が出席しなければ、その議事を開き議決又は審議することができない。

4 会議の議事は、別に定めのある場合を除き出席した理事又は評議員の3分の2以上をもって決定する。

5 会議の議事について直接利害関係を有する理事又は評議員は、その議事の議決又は審議に加わることができない。

(書面による表決)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は委任状をもって指定した代理人に表決を委任することができる。この場合においては、前条第2項及び第3項の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の議決事項)

第32条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項で会長が必要と認められた事項については、理事会の議決を得なければならない。

(議事録)

第33条 会議の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した構成員のなかからその会議において選任された議事録署名人2名が署名押印しなければならない。

## 第7章 寄附行為の変更及び解散等

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為の変更は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(解 散)

第35条 この法人の解散は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第36条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事現在数及び評議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経、かつ文部科学大臣の許可を受けて、この法人の運営に類似する目的を有する公益法人に寄附するものとする。

(施行細目)

第37条 会長は、理事会の議決を経て、この法人の運営に必要な施行細目を定めることができる。

## 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第17条及び第18条の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとする。
- 2 この法人の設立当初の役員の任期は、第20条第1項の規定にかかわらず昭和51年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第11条の規定にかかわらず昭和50年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度に係る事業計画及び収支予算は、第12条の規定にかかわらず設立発起人会において定められた事業計画及び収支予算のとおりとする。

## 附 則

この規程は、昭和49年10月28日から施行する。

## 附 則

この規程は、昭和54年6月25日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成6年4月28日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成11年9月17日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成12年9月13日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

## 附 則

この規程は、平成18年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月13日から施行する。

別 紙

役 員 名 簿

(理 事 長)            宗 像 英 二

(理 事)                浜 口        博

清 成        迪

佐々木 周 一

望 月        勉

(監 事)                星 野 敏 雄